

合同チーム登録規定

合同チームの登録規定は次のとおりとする。この規定は、あくまでも少人数(9名以下)のチームが単独チームで大会に参加出来ない場合の救済処置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。そのため、10名以上(参加基準を満たしている)のチームとの合同チームは戦力補強となり、オープン大会参加とする。また、参加基準を満たしているチーム同士の合同チームは認めない。

1. 合同チーム登録規定について

- ① 合同チームは、複数チームから編成されたチームであること。
- ② 大会参加の必要最低人数(10名)を確保することができない場合のみとする。
- ③ 合同チームは該当年度4月末までに東連登録されたチームであること
- ④ チームのメンバーは、東連登録された小学生。
- ⑤ チーム名は市内大会では自由であるが、連盟派遣大会出場は東連登録チーム名とすること。
- ⑥ 1つのチームが単独チームと合同チームの2つのチームとして参加はできない。
- ⑦ 連盟派遣大会出場まではユニフォームの混在は認めるが、背番号の重複は認めない。
- ⑧ 連盟派遣大会へ出場する権利を得た場合は、ユニフォームを統一すること。
- ⑨ 10名以上(参加基準を満たしている)のチームとの合同チームはオープン参加となり、連盟派遣大会出場は出来ない。

2. 合同チームの申請について

- ① 理事メールにて合同チームを連絡し、他チームの了解を得ること。

本規定は東連合同チーム規約が変更となった場合は、それに従うこととする。

2024年1月10日
東村山市少年軟式野球連盟